

個別基準 一般土地利用編

(1) 一般共通基準（住宅、集合住宅、工場、倉庫及び作業所等、店舗及び事務所等、研修・研究施設等、墓園等、駐車場及び資材置場、太陽光発電施設の建設の目的で行う土地利用事業の共通の個別基準は、次のとおりとする。）

| ページ | 区分  | 個別基準  | 種別   | 根拠法令等   | 担当課     |
|-----|-----|---|------|---|---------|
| 33  | その他 | 9. 事業計画の策定にあたり、施行区域内における文化財の所在の有無を確認し、文化財が所在する場合は、市教育委員会及び県文化財課教育委員会とその取扱いについて協議すること。   | 法令基準 | 文化財保護法第93条・第94条                                   | 文化財課    |
|     |     | 10. 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく、市教育委員会及び県文化財課教育委員会へ直ちに連絡し、対応を協議すること。  | 法令基準 | 遺失物法(明治32年法律第87号)第1条第1項、文化財保護法第96条、第97条           | 文化財課    |
|     |     | 18. 事業計画にあたり、盛土または切土の造成計画がある場合は、規模に関わらず「宅地造成及び特定盛土等規制法」「静岡県盛土等の規制に関する条例」及び「静岡県土採取等規制条例」の適用あるいは適用除外について静岡県に確認を行い、適用される場合は遵守すること。 | 行政指導 | 宅地造成及び特定盛土等規制法<br>静岡県盛土等の規制に関する条例、<br>静岡県土採取等規制条例 | 建築土地対策課 |

個別基準

(1) ケ 太陽光発電施設の建設の目的で行う土地利用事業の個別基準は、次のとおりとする。

| ページ | 区分 | 個別基準   | 種別   | 根拠法令等  | 担当課   |
|-----|----|--|------|--|-------|
| 50  | 環境 | 4. 太陽光発電設備を適正に設置・管理することにより、地域との調和が図られた太陽光発電事業を適切に実施すること。 | 行政指導 | 太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン、再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」 | 環境総務課 |

個別基準 産業廃棄物処理施設編

(2) 産業廃棄物処理施設共通基準（産業廃棄物処理施設の建設の目的で行う土地利用事業の共通の個別基準は、次のとおりとする。なお、しゃ断型最終処分場（有害産業廃棄物）については、別途市と協議するものとする。）

| ページ | 区分  | 個別基準  | 種別   | 根拠法令等   | 担当課     |
|-----|-----|---|------|---|---------|
| 53  | その他 | 12. 事業計画にあたり、盛土または切土の造成計画がある場合は、規模に関わらず「宅地造成及び特定盛土等規制法」「静岡県盛土等の規制に関する条例」及び「静岡県土採取等規制条例」の適用あるいは適用除外について静岡県に確認を行い、適用される場合は遵守すること。 | 行政指導 | 宅地造成及び特定盛土等規制法<br>静岡県盛土等の規制に関する条例、<br>静岡県土採取等規制条例 | 建築土地対策課 |

個 別 基 準

(2) ア 管理型最終処分場の建設の目的で行う土地利用事業の個別基準は、次のとおりとする。また、一般廃棄物最終処分場の基準は本基準に準ずるものとする。

| ページ | 区 分       | 個別基準   | 種 別  | 根 拠 法 令 等  | 担当課    |
|-----|-----------|--|------|--|--------|
| 55  | 施 設       | 4. 出入口付近の見やすい場所に、次の様式により産業廃棄物の最終処分場である旨を表示する立札を設置すること。また、可燃性の廃棄物を埋立処分する場合には赤色で「火気注意」の旨を立札等により表示すること。   | 法令基準 | 総理府、厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第1号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(2) | 廃棄物対策課 |
|     | 工法及び防災対策等 | 1. 地滑り防止工・沈下防止工は次により行うこと。<br>ア 最終処分場をやむをえず傾斜地、崖地等に設置しようとする場合は地滑りの有無に、軟弱地盤等である場合には沈下の有無に特に注意を払って検討し、地質上の安全性の確認を行うこと。<br>イ 最終処分場の地盤の滑りを防止し、又、最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合には、十分な地盤支持力等が得られる防止工法を採用すること。   | 法令基準 | 総理府、厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(3) | 廃棄物対策課 |
|     |           | 2. 埋立地には、埋立てる廃棄物の流出を防止するため、必要に応じ、次に掲げる要件を備えた擁壁、堰堤その他の構築物を設けること。<br>ア 自重、土圧、水圧、地震力等に対し構造耐力上安全であること。なお、構造耐力上の安全性を確認するため、次に掲げる事項の検討を行うこと。<br>(ア)コンクリート擁壁の設計<br>a 転倒、滑動に対する安定計算<br>b 地盤許容支持力に対する安定計算<br>c その他必要な安定計算<br>(イ)土堰堤の設計<br>a 基礎地盤及び使用土質の安定検討<br>b 形状(法面、高さ、堤頂部等)の安定検討<br>c その他必要な安定検討<br>イ 埋め立てる廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止の措置を講じること。なお、擁壁等に使用される材料がコンクリートである場合には、酸、塩類、海水、油類によって腐食することのないよう擁壁等の表面コーティング、ライニング施工又は腐食厚を考慮した擁壁厚の設定等の措置を講じること。 | 法令基準 | 総理府、厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(4) | 廃棄物対策課 |

| ページ | 区分        | 個別基準   | 種別   | 根拠法令等   | 担当課                                       |
|-----|-----------|--|------|---|---|
| 56  | 工法及び防災対策等 | <p>3. 地表水等集排水設備は、次により行うものとする。</p> <p>ア 埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の施設（以下「地表水排水設備」という。）を設けること。</p> <p>イ 埋立地外流水域を含んだ水路が埋立地内を通過している場合には、埋立地の周囲に付け替え水路を設けること。</p> <p>ウ 地表水排水設備及び付け替え排水路は、原則として開渠とすること。</p> <p>エ 事業の施行により雨水の流出形態が変化し、下流の河川及び水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川及び水路を新設又は改修すること。なお、改修規模については、別途河川管理者と協議すること。</p> <p>オ 施行区域を含む周辺地及び下流の土地に湛水地域がある場合には、当該事業により施行区域周辺地及び下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画がたてられていること。</p> <p>カ 河川を新設又は改修する場合の構造は、河川管理施設等構造令に基づいていること。</p> <p>キ 施行区域内に下流の河川及び水路への雨水流出増対策として調整池を原則として設置すること。ただし、放流先の排水能力、開発区域及び周辺の地形等を勘案し、支障のない場合は、この限りではない。なお、下流の河川及び水路の流下能力が1分の1に対し不足する場合は、下流の河川及び水路の管理者の指示による措置を講ずること。</p> <p>ク 計画開渠の決定は、計画雨水量を算定し、これに対応した断面、勾配及び流速を検討のうえ流量を計算し、流下能力の安全性を考慮し行うこと。なお、計画雨水量及び流量は、原則として次式により算定すること。</p> <p>(ア) 計画雨水量の算定 <math>Q = 1/360 \cdot C \cdot I \cdot A</math><br/> Q：計画雨水量（立方メートル/秒）<br/> C：流出係数（0.5～1.0）<br/> I：降雨強度（mm/時）<br/> A：流域面積（ha）</p> <p>(イ) 水路の流量計算（マンニングの式）<br/> <math>Q = A \cdot V</math><br/> <math>V = 1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}</math><br/> Q：流量（立方メートル/秒）<br/> A：流水の断面積（平方メートル）<br/> V：流速（m/秒）<br/> n：粗土係数<br/> R：径深（m）（= A/P）<br/> P：流水の潤辺長（m）<br/> I：動水勾配（分数または小数）</p> | 法令基準 | <p>総理府、厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(5)、都市計画法施行令第26条第2号、都市計画法施行令第26条第2号(河川等への排水)の設計基準について(平成7年5月26日付け都計第181号静岡県都市住宅部長通知。)、森林法第10条の2第2項第1号、第1号の2、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記(開発許可基準の運用について)」(平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。)</p> | <p>林政課<br/>河川課<br/>廃棄物対策課<br/>建築土地対策課</p> |
| 57  |           | <p>6. 隣接地の安全確保のため、原則として道路、水路その他の公共施設、又は工作物等の敷地と接する場合は5メートル以上、その他の場合は2メートル以上の距離を確保すること。ただし、現に利用されていない道路、水路その他公共施設、又は工作物等の敷地と接する場合等にあつてはその距離を短縮できるものとする。</p>   | 法令基準 | <p>宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例（土の採取等に関する技術基準）1. (1)カ、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(6)</p>  | <p>廃棄物対策課<br/>建築土地対策課</p>                 |

| ページ | 区分        | 個別基準  | 種別   | 根拠法令等   | 担当課               |
|-----|-----------|---|------|---|-------------------|
| 57  | 工法及び防災対策等 | <p>7. 埋立地の切土及び盛土による崩壊を防止するため次の防災対策を講じること。</p> <p>ア 高低差が2メートル以上の傾斜地に処分地を設置する場合の土等の掘削は切土及び床堀に区別して行うものとする。</p> <p>イ 地山の切土高は、原則として15メートル以内とし、土質及び切土高に応じ別表1に掲げる切土標準勾配（土工指針）以下とすること。ただし、永久のり面については1:2以上の緩勾配とすること。</p> <p>ウ 床堀の最大掘削深は、地下水への影響、保安距離、掘削面積及び作業中の保安対策等を勘案し、支障がないと認められる場合には、切土による水平面より15メートルとする。</p> <p>エ 床堀による掘削法面の勾配は、1:0.8以上とすること。</p> <p>オ 傾斜地等に埋立を行う場合の盛土高は、原則として15メートル以下とし、盛土高が5メートル以内毎に幅2メートル以上の小段を設けること。また、埋立後の永久のり面の勾配は、1:2以上の緩勾配とすること。</p> <p>カ 埋立後の法面保護のため、原則として別表2に掲げる工法によるのり面保護工を施すとともに、雨水排除のための小段排水工及び縦排水工を設けること。</p> | 法令基準 | 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例（土の採取等に関する技術基準）1. (1)、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(7)  | 廃棄物対策課<br>建築土地対策課 |
| 58  | 付帯設備等     | <p>1. 埋立地には、浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、原則として次に掲げるしゃ水措置を講じること。</p> <p>ア 埋立地には、産業廃棄物の投入のための開口部及び集水設備の部分を除き、保有水及び雨水等が埋立地から浸出することを防止することができる次の工法によるしゃ水工を設けること。ただし、埋立地と公共の水域及び地下水との間に不透水性の地層（透水係数が<math>1 \times 10^{-7}</math> cm/秒以下）が十分な厚さである場合はこの限りではない。</p> <p>(ア) 透水地盤中の止水壁工法<br/>(イ) 透水地盤上に張ったしゃ水シート工法<br/>(ウ) 透水地盤上に張ったしゃ水粘土張工法</p>  | 法令基準 | 総理府、厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の21(1)、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知（平成7年12月22日）  | 廃棄物対策課            |
| 59  |           | <p>6. 埋立地には、保有水等を有効に集めることができる堅固で耐久力を有し、次の要件を備えた構造の管渠その他必要な集水設備を設けること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講ぜられる埋立地についてはこの限りではない。</p> <p>ア 集水設備は管路式とし、管種は、有孔塩化ビニール管、有孔鉄筋コンクリート管又は透水コンクリート管等とすること。</p> <p>イ 集水設備は、埋立地内に保有水が滞留することのないよう自然流下可能な勾配とし、管径は、水の深さが径の3分の1から2分の1までとなるよう断面計算を行い、決定すること。また、集水管の最小管径は、100ミリメートルとすること。</p> <p>ウ 集水管の布設に当たっては、管路底部に砂利、砕石等を敷いた基礎の上に行うこと。</p> <p>エ 集水管は、栗石、砕石等をフィルター層とする被覆材により覆うこと。</p> <p>オ 集水管により集められた保有水等を、ポンプアップにより浸出液処理設備に送水する場合には、集水ピット等を集水管末端に接続して設けること。</p>   | 法令基準 | 総理府、厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の1(2)、 <del>厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の1(3)</del> | 廃棄物対策課            |

| ページ | 区分  | 個別基準   | 種別                                  | 根拠法令等  | 担当課    |
|-----|---|--|-------------------------------------|--|--------|
| 59  | 付帯設備等   | <p>7. 集水設備により集められた保有水等処理するために、原則として次の要件を備えた浸出液処理設備を設けること。</p> <p>ア 計画処理水質は、排水基準を定める総理府令（昭和46年府令第35号）に適合し、かつ、放流先の利水状況等の環境保全面を勘案し、設定すること。</p> <p>イ 浸出液処理水量は、原則として次式を用いて算出すること。なお、次式以外の方法で算出する場合には、その根拠を明らかにすること。</p> $Q = 1 / 1,000 \cdot C \cdot I \cdot A$ <p>Q：処理水量（立方メートル／日）<br/> C：流出係数（0.5～1.0）<br/> I：年平均の日降雨量（mm／日）<br/> A：埋立地の面積（平方メートル）</p> <p>（注）Iは、過去10年間以上の最大月間降雨量の日換算値を年毎に算出し、その平均とすること。</p> <p>ウ 浸出液の水量は、水質の変動に対処するため、原則として浸出液を一時貯留できる流量調整槽を設けること。</p> <p>エ 浸出液の処理方法は、流入水量、流入水質、放流水質、並びに処理施設の立地条件及び維持管理条件等を勘案し、決定すること。</p> <p>オ 浸出液処理設備の流末については、河川管理者と協議すること。</p> | 法令基準                                | 総理府、厚生省令（昭和52年3月14日）一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の1(3)  | 廃棄物対策課 |
|     |   | <p>8. 埋立地からの浸出液による地下水汚染を監視するため、次により水質観測用井戸等を設けること。</p> <p>ア 井戸の設置場所は、擁壁等の下流側で地下水の流路と考えられる地点とすること。</p> <p>イ 井戸の深さは、原則として第一帯水層までとし、地下水を汲み上げることができる構造とすること。</p> <p>ウ 水質観測用井戸として、既存の井戸を使用する場合は、設置場所及び深度が観測に適するものであること。</p>   | 法令基準                                | 総理府、厚生省令（昭和52年3月14日）一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する基準第5の1(4) | 廃棄物対策課 |
| 60  |   | <p>9. 発生ガスによる火災、悪臭及び立木の枯死等を防止するため、埋立廃棄物の種類、性状等に応じ、ガス抜き設備を設けること。また、設置に当たっては、次の要件を備えていること。</p> <p>ア ガス抜き設備の材質は、発生ガス等に対し耐食性を有すること。</p> <p>イ ガス抜き設備の構造及び布設工法は、埋立廃棄物の種類、性状及び埋立工法を勘案し、選定すること。</p> <p>ウ ガス抜き設備は、周囲の土圧に耐え得る強度を有すること。</p>   | 行政指導                                | 静岡県産業廃棄物最終処分場の維持管理構造等に関する基準第5の1(5)   | 廃棄物対策課 |
|     | 道路  | <p>1. 既存の搬入路を使用する場合は、必要に応じ搬入路の拡幅、待避所等の設置を行い、他の一般車両の通行に支障のないものとする。</p>  | 行政指導                                | 静岡県産業廃棄物最終処分場の維持管理構造等に関する基準第4の(11)ア  | 廃棄物対策課 |
|     |   | <p>2. 搬入路は必要に応じ、砂利等の敷込み又は舗装を行うこと。</p>  | 行政指導                                | 静岡県産業廃棄物最終処分場の維持管理構造等に関する基準第4の(11)イ  | 廃棄物対策課 |
|     |   | <p>3. 搬入路を新設する場合のり面は、地質等を考慮した安全勾配とすること。なお、認定道路への取り付けに当たっては、道路管理者と協議し、構造は道路構造令に適合すること。</p>  | 行政指導                                | 静岡県産業廃棄物最終処分場の維持管理構造等に関する基準第4の(11)ウ  | 廃棄物対策課 |
|     | <p>4. 最終処分場の通行路は、車両の通行及びしゃ水工等に支障のないものとする。</p> | 行政指導   | 静岡県産業廃棄物最終処分場の維持管理構造等に関する基準第4の(11)オ | 廃棄物対策課   |        |

個別基準

(2) ウ 中間処理施設の建設の目的で行う土地利用事業の個別基準は、次のとおりとする。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可を要する中間処理施設) また、一般廃棄物中間処理施設の基準は本基準に準ずるものとする。

| ページ | 区分 | 個別基準   | 種別   | 根拠法令等  | 担当課    |
|-----|----|--|------|--|--------|
| 65  | 施設 | 5. 事業活動に伴い発生するごみ(廃棄物)等については、自らの責任において適正に処理することとし、その処理方法を明確にすること。 | 法令基準 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第3条、第6条、6条の2第4項、富士市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第4条 | 廃棄物対策課 |

個別基準 その他

(3) 土石の採取等の目的で行う土地利用事業の個別基準は、次のとおりとする。

| ページ | 区分 | 個別基準   | 種別   | 根拠法令等  | 担当課     |
|-----|----|--|------|--|---------|
| 69  | 環境 | 5. 緑化は、小段に低木等を植栽し、のり面に種子吹付け、張芝、筋芝等を施すなど、現地に適した工法により緑化修景を図ること。なお、のり面が硬岩等のため、種子吹付け等によることが不可能な場合は、ツタなどにより緑化を図ること。 | 法令基準 | 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準(令和5年規則46号)及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準2の(4) | 建築土地対策課 |
| 70  |    | 8. 作業は始業、終業時間を明確にして、騒音、振動等の防止について配慮し、早朝及び深夜作業は、行わないこと。   | 法令基準 | 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準(令和5年規則46号)及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準2の(1) | 建築土地対策課 |
|     |    | 9. 土採取等を行う区域からの粉じん、運搬経路から生ずるほこり等が周辺的生活環境を阻害しないよう散水、防じん剤散布及び簡易舗装等適切な措置を講ずること。                                   | 法令基準 | 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準(令和5年規則46号)及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準2の(2) | 建築土地対策課 |

| ページ | 区分 | 個別基準  | 種別   | 根拠法令等  | 担当課     |
|-----|----|---|------|--|---------|
| 71  | 採取 | <p>1. 土採取等の工法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 土地の掘削は原則として階段採取法、平面採取法によるものとし、すかし掘り工法は行わないこと。（別図1参照）</p> <p>イ 土地の掘削に伴う採掘は、切下げ方式とし、土質及び切土高に応じて附表(1)別表1に掲げる切土の標準こう配値以下とすること。</p> <p>ウ 埋土又は盛土の高さは、原則として15メートル以内とし、埋土又は盛土により生ずるのり面のこう配は、附表(2)別表4に掲げる標準勾配値以下とすること。また、のり面の下部については、湧水等を確認するとともに、その影響を十分に検討し、必要に応じて擁壁工等の構造物を検討するものとする。（別図2参照）のり長が20メートル以上となる場合には、原則としてのり長の3分の1以上を擁壁又はのり枠等の永久構造物により被覆すること。</p> <p>エ 平地における最大掘削深は、原則として5メートル以内とすること。ただし、地下水への影響、保安距離、掘削面積、作業中の保安対策、埋土の確認状況等を検討し、支障がないと認められる場合は8メートルまでとすること。</p> <p>オ 土の採取等を行う区域には、丁張等により、こう配を確認できる標示を行うこと。また、測点基準杭は、図面に図示するとともに現場に常時設置しておくこと。</p> <p>カ 土の採取を完了（廃止）した跡ののり面は、その傾斜が附表(1)(2)別表1別表4に掲げる標準値以下となるようにし、小段の幅は、2メートル以上とすること。</p> | 法令基準 | 宅地造成及び特定盛土等規制法<br>施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準1の(1) | 建築土地対策課 |
| 73  | 防災 | <p>6. 土の採取等を行う場合には、次に掲げる事項に留意し、崩壊のおそれがあるときは、土留支保工の設置等により崩壊の未然防止に努めなければならない。</p> <p>ア 地山の亀裂、陥没等の異常の有無、含水、湧水の状態を常に監視するとともに、計画性をもって掘削すること。</p> <p>イ 沢水、湧水等により、のり面が洗掘され、又は崩壊するおそれがあるときは、直ちに土の採取等中止し、防止措置を講ずること。</p> <p>ウ 落石、倒木のおそれのある浮石や立木があるときは、直ちに除却すること。</p> <p>エ 気象状況に留意し、災害の発生するおそれがあるときは、危険箇所の点検等を行い必要により適切な措置を講ずること。</p>   | 法令基準 | 宅地造成及び特定盛土等規制法<br>施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準1の(2) | 建築土地対策課 |

| ページ | 区分 | 個別基準  | 種別   | 根拠法令等  | 担当課     |
|-----|----|---|------|--|---------|
| 73  | 防災 | <p>7. 土石採取によって生ずる土砂流出の防止は、次によること。</p> <p>ア 土の採取等を行う区域の周辺に土砂等が流失しないよう周辺の状況を考慮の上、仮設構造物、永久構造物等適切な流失防止施設を設けること。</p> <p>イ 土の採取等の着手に先立ってのり面の崩壊を防止するため、施行区域外から流入する排水を処理するための施設を設置すること。</p> <p>ウ <del>土の採取等を行っている場合に、</del>表面水によってのり面が先掘され、又は崩壊するおそれがあるときは、のり肩線に素掘側溝、コンクリートトラフ等による排水溝を設置し、地山からの流水がのり面に流れ込まないように措置すること。また、完成後はのり面、のり肩線及び小段に、縦排水溝、小段排水溝等の集排水施設を設け、円滑に排水できるように措置すること。<del>を設置して湧水の排除措置を講ずること。</del></p> <p>エ 湧水によって、のり面が洗掘され、又は崩壊するおそれがあるときは、水抜きのための水平排水孔等を設置して湧水の排除措置を講ずること。</p> <p>オ 土の採取等を行う区域からの雨水を輩出するにあたり、放流先の排水施設については、総流量の流下に支障のないよう土の採取等を行う区域及びその周辺の状況を考慮の上、必要な措置を講ずること。</p> <p>カ 排水路は、原則として開きよとすること。ただし、普通河川、又は河状を成している土地を河川等の管理者がやむを得ないと認めて暗きよとする場合は、当該暗きよの流域面積は、原則として10ヘクタール以下とし、かつ流木等の除去作業が容易な断面の構造とすること。</p> <p><del>カ 沈砂池は、調整池の上流に設置すること。</del></p> <p>キ 土の採取等を行う区域からの雨水を排出するにあたり、放流先の河川等の管理者との協議により調整池を設置する場合の基準は、別記1によること。</p> <p><del>キ 土砂流出防止施設と調整池は、兼用することができるものとする。</del></p> <p>ク 土の採取等によって生ずる流出土砂の土砂流出防止施設は、原則として沈砂池又は砂防堰堤とすること。ただし、地形、地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、沈殿池とすることができる。この場合、<del>を設置し、</del>流出土砂量の算出および防止施設の構造は、別記2によること。</p> | 法令基準 | 宅地造成及び特定盛土等規制法<br>施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準1の(3)   | 建築土地対策課 |
|     |    | 8. 隣接地の安全を保持するため一定の距離（以下「保安距離」という。）を隔てた上で掘削すること。この場合の保安距離は、公共施設、工作物等の敷地に接する場合にあっては5メートル以上とし、その他の場合にあっては2メートル以上とすること。  | 法令基準 | 宅地造成及び特定盛土等規制法<br>施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準1の(1)のカ | 建築土地対策課 |
|     |    | 9. 施行区域内の周囲に設置する柵の種類は、原則として有刺鉄線4段張りとし、高さは1.2メートル以上、杭間隔は1.8メートル以下とすること。なお、隣接地が家屋又は交通量の多い道路等の場合は、板張り等とすること。   | 法令基準 | 宅地造成及び特定盛土等規制法<br>施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準1の(1)のカ | 建築土地対策課 |

| ページ | 区分  | 個別基準  | 種別   | 根拠法令等  | 担当課                       |
|-----|-----|---|------|--|---------------------------|
| 74  | 道路  | 5. 搬出路、搬入路に使用する道路及びその他の施設を破損したり、汚損した場合は、速やかに復旧、清掃等必要な措置を講ずること。なお、交通の状況によっては、交通整理人の配置を考慮すること。                                    | 法令基準 | 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準1の(1)の力 | 建設総務課<br>道路維持課<br>建築土地対策課 |
|     |     | 6. 車両の出入りについては、交通安全対策を講ずること。また、土の採取等を行う区域から公道への出入口及びその前方100メートルの位置に、土の採取等を行う区域を予告できる標識を設置すること。                                  | 法令基準 | 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準1の(1)の力 | 建築土地対策課                   |
| 75  | その他 | 16. 区域の周囲には、立入禁止の危険表示標識を設置し、危険防止に努めること。   | 法令基準 | 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準1の(1)の力 | 建築土地対策課                   |
|     |     | 18. 事業計画にあたり、盛土または切土の造成計画がある場合は、規模に関わらず「宅地造成及び特定盛土等規制法」「静岡県盛土等の規制に関する条例」及び「静岡県土採取等規制条例」の適用あるいは適用除外について静岡県に確認を行い、適用される場合は遵守すること。 | 行政指導 | 宅地造成及び特定盛土等規制法<br>静岡県盛土等の規制に関する条例、<br>静岡県土採取等規制条例                      | 建築土地対策課                   |